

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成29年3月3日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人花紅

(2) 代表者名

吉田 正純

(3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区田中南西浦町79番地1 シュタインハウス101

(4) 定款に記載された目的

この法人は、保育を必要とする子どもとその保護者に対して、保育所の運営等を通じて質の高い保育・教育を提供する事業、地域の親子や子育てにかかわる人々が集う交流の場を提供する事業を行い、子どもの健全な育成と子育ての支援を通じて、広く公益に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成29年2月23日

(文化市民局地域自治推進室)